

【重要】「子どもの見守りアクションプラン」の実施について（新規）

要保護児童対策地域協議会が中核となり、様々な地域ネットワークが連携し、支援ニーズの高い子ども等の早期発見や定期的な見守り体制を強化する「子どもの見守りアクションプラン」の実施について通知いたします。

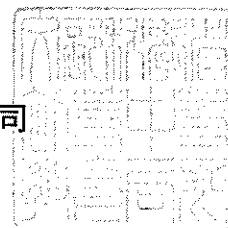
2 文科初第 2 0 1 号

令和 2 年 4 月 2 8 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文部科学省初等中等教育局長

丸 山 洋 司



(印影印刷)

「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての
協力依頼について（通知）

平素より児童虐待防止対策に係る対応に御尽力いただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に伴う要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の幼児児童生徒の状況の把握については、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」（2 文科初第 154 号令和 2 年 4 月 21 日文部科学省初等中等教育局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について」（令和 2 年 4 月 23 日事務連絡）によりお願いしているところです。

今般、別紙のとおり、令和 2 年 4 月 27 日付け子発 0427 第 14 号で厚生労働省から、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する

体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施の協力依頼がありました。

貴職におかれましても、これらの取組の趣旨について十分ご了知のうえ、要保護児童対策地域協議会及び関係機関と十分連携し、引き続き、幼児児童生徒の状況把握について適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校、学校法人及び私立幼稚園に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、周知いただくようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-5253-4111 (内線 3299)

FAX 03-6734-3735

文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係

電話 03-5253-4111 (内線 3136)

FAX 03-6734-3736